

【 通所リハビリ 】

介護老人保健施設 静岡徳洲苑 通所リハビリテーション

■基本的な料金(1日あたり/単位:円)

R6/6/1改訂

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	摘要
施設サービス費 (介護保険1割負担分)	1日	739	878	1,013	1,175	1,333	サービス提供時間 6時間以上7時間未満
食費	1食	700					昼食・おやつ含む
1日あたりの基本料金		1,439	1,578	1,713	1,875	2,033	施設サービス費+食費

■1ヶ月4日間(週1回)通所リハを利用した場合の基本料金※表示負担は1割負担の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
施設サービス費(単位:円)	5,754	6,312	6,853	7,498	8,130	静岡市6級地 単位数×10.33 自己負担1割の場合

■1ヶ月8日間(週2回)通所リハを利用した場合の基本料金※表示負担は1割負担の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
施設サービス費(単位:円)	11,509	12,624	13,707	14,996	16,261	静岡市6級地 単位数×10.33 自己負担1割の場合

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は1割負担分/単位:円)

リハビリ提供体制加算	1回	25	理学療法士が適切に配置され計画書に基づきリハビリを提供している	
リハビリマネジメント加算A	1月	613	282	リハビリ会議を開催するなど情報を共有した場合
科学的介護推進体制加算	1月	41	科学的介護の取組を推進したことへの評価	
サービス提供体制強化加算 I	1日	23	介護福祉士の占める割合が基準を占めていること	
入浴介助加算	1日	41	62	施設で入浴を希望される方 個別の入浴計画を作成した場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1回	114	退院(所)又は認定日から3月以内の方にリハビリを集中的に実施した場合	
栄養アセスメント加算	1月	52	管理栄養士が利用者ごとの栄養アセスメントを実施している場合	
口腔機能向上加算	1回	155	165	口腔機能が低下している利用者への口腔指導・訓練を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	1日	62	若年性認知症利用者に対して通所リハビリを行った場合	
重度療養管理加算	1日	103	要介護度3以上の該当者の方	
認知症短期集中リハビリ加算	1日	248	退院(所)又は認定日から3月以内の認知症の方へリハビリを実施した場合	
生活行為向上リハビリ実施加算	1月	1,291	生活行為の充実を目標にリハビリをした場合	
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数×86/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合	

【 予防通所リハビリ 】

介護老人保健施設 静岡徳洲苑 予防通所リハビリテーション

■基本的な料金(1月あたり/単位:円)

		要支援1	要支援2	摘要
施設サービス費 (介護保険1割負担分)	1月	2,343	4,368	サービス提供時間 6時間以上7時間未満
食費	1食	700		昼食・おやつ含む

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は1割負担分/単位:円)

サービス提供体制強化加算 I	1月	91	介護福祉士の占める割合が基準を占めていること(要支援1)	
	1月	182	介護福祉士の占める割合が基準を占めていること(要支援2)	
科学的介護推進体制加算	1月	41	科学的介護の取組を推進したことへの評価	
生活行為向上リハビリ加算	1月	581	生活行為の充実を目標にリハビリをした場合	
若年性認知症利用者受入加算	1日	248	若年性認知症利用者に対して通所リハビリを行った場合	
一体的サービス提供加算	1月	496	口腔栄養リハビリを一体的に実施した場合	
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数×86/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合	